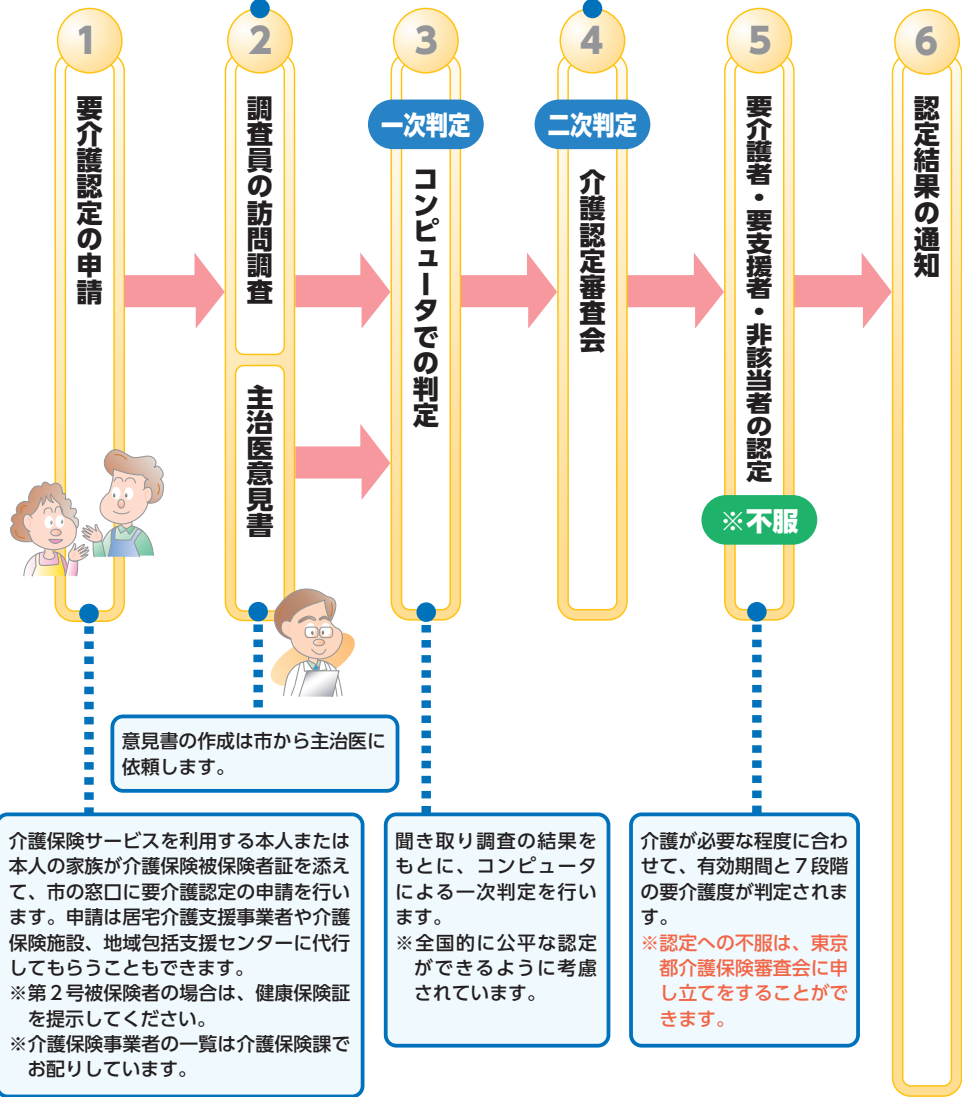


申請からサービス利用までの手順 日常生活に介護や支援が必要になったら



市の職員や、市から委託を受けた調査員が本人を訪問し、心身の状況など74項目について、聞き取り調査を行います。

二次判定は、一次判定の結果と主治医の意見書などによって、総合的に介護認定審査会が行います。
※審査会は、保健・医療・福祉の専門家で構成されています。

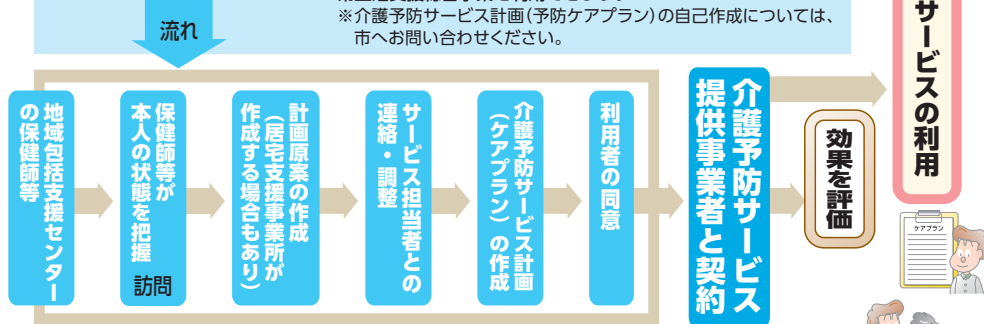


非該当

65歳以上の方は、一般介護予防事業等の対象者となります。詳細はお住まいの地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。

介護予防サービスを利用できます

地域包括支援センターの保健師等が中心となり、介護予防のケアプランを作成し、要介護状態とならないための、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。
※介護予防サービス計画(予防ケアプラン)の自己作成については、市へお問い合わせください。



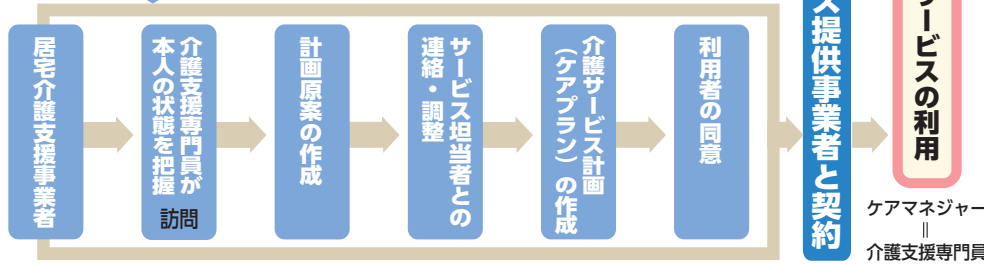
要支援1・2

在宅でサービスを利用する場合

介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。自分で作成することもできます。(市へお問い合わせください)

ケアプラン作成を依頼する場合

居宅介護支援事業者を選んで、介護サービス計画の作成を依頼します。利用者の費用負担はありません。



要介護1・5

施設入所を希望する場合

※特別養護老人ホームは、原則要介護3~5の方が対象。

自分で直接施設に申し込みます。

施設への相談

施設との契約

介護保険施設へ入所

サービスの利用

